

全国みどりと花のフェアかつしか 実行委員会委員名簿

No.	所属団体	所属団体役職名	氏名	備考
1	葛飾区	区長	アオキ カツノリ 青木 克徳	委員長
2	葛飾区	副区長	コバヤシ ノブタカ 小林 宣貴	副委員長
3	葛飾区	副区長	ウエタケ タカシ 植竹 貴	副委員長
4	葛飾区環境審議会	会長	サキタ ユウコ 崎田 裕子	副委員長
5	葛飾区緑化推進協力員会	会長	シモイ マモル 下井 守	
6	かつしか花いっぱいのまちづくり推進協議会	会長	サワザキ トシユキ 沢崎 俊之	
7	葛飾造園災害対策協議会	会長	キクチ ケンジ 菊地 謙二	
8	葛飾区地球温暖化対策地域協議会	会長	ムシャ ヒデユキ 武者 英之	
9	葛飾区生物多様性推進協議会	副会長	イチハラ 市原 みづよ	
10	東京商工会議所葛飾支部	事務局長	マツオ 松尾 康宏	
11	葛飾区商店街連合会	会長	ソメヤ 染谷 光雄	
12	葛飾区工場団体連合会	会長	トクラ シュンイチ 徳倉 俊一	
13	一般社団法人葛飾区観光協会	会長	サイトウ 齊藤 勝治	
14	堀切かつしか菖蒲まつり運営協議会	パレード長	クロカワ 黒川 幹雄	
15	水元公園葛飾菖蒲まつり実行委員会	委員長	オオヤマ 大山 安久	
16	東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部	松戸統括センター副所長 金町駅長	サトウ 佐藤 真吾	
17	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社	錦糸町営業統括センター副所長 新小岩駅長	シラカワ 白川 洋次	
18	北総鉄道株式会社	企画室課長	シマノエ 島ノ江 啓一	
19	一般社団法人東京バス協会	乗合業務部長	トガシ ヒデキ 富樫 秀樹	
20	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会	業務部長	コイケ タケン 小池 穀	
21	一般社団法人東京都造園緑化業協会	副理事長	ニシダ キイチロウ 西田 喜一郎	
22	東京スマイル農業協同組合	代表理事副組合長	シバタ 柴田 清	
23	葛飾区自治町会連合会	会長	アキモト 秋本 勝利	
24	葛飾区私立保育連盟	亀有保育園 園長	イシイ 石井 由子	
25	葛飾区私立幼稚園連合会	総務部理事	マチダ 町田 常晃	
26	葛飾区私立認定こども園協会	会長	マチヤマ 町山 太郎	
27	警視庁葛飾警察署	署長	マツダ 松田 茂樹	
28	警視庁亀有警察署	署長	コヤマ 小山 正治	
29	東京消防庁金町消防署	署長	ムラカミ 村上 博人	
30	東京消防庁本田消防署	署長	イシカワ 石川 洋介	
31	東京都建設局東部公園緑地事務所	所長	ネゴロ 根来 千秋	
32	学校法人東京理科大学	葛飾統括部長	トリヅカ 鳥塚 豊	
33	新小岩北地域まちづくり協議会	副会長	スザキ 須崎 隆昭	
34	新小岩南地域まちづくり協議会	事務局長	イトウ 伊藤 雅良	
35	一般社団法人金町みらい協議会	代表理事	コヤマ 古山 巧	
36	一般社団法人葛飾区医師会	副会長	ミオ 三尾 仁	

全国みどりと花のフェアかつしか 実行委員会 顧問名簿

NO	選出母体名・役職名	氏名
1	東京農業大学名誉教授	シンジ イソヤ 進士 五十八
2	中央大学研究開発機構教授	イシカワ ミキコ 石川 幹子
3	衆議院議員	ヒラサワ カツエイ 平沢 勝栄
4	衆議院議員	サチコ いのくち 幸子
5	衆議院議員	マドカ 円 より子
6	衆議院議員	タムラ トモコ 田村 智子
7	参議院議員	ヤマグチ ナツオ 山口 那津男
8	東京都議会議員	ヒラタ 平田 みつよし
9	東京都議会議員	キタグチ 北口 つよし
10	東京都議会議員	イズミ 和泉 なおみ
11	東京都議会議員	ヨネカワ ダイジロウ 米川 大二郎
12	葛飾区議会議長	イトウ 伊藤 よしのり
13	葛飾区議会議員（建設環境委員会委員長）	ヒデアキ うてな 英明
14	葛飾区議会議員（自由民主党議員団幹事長）	ツツイ 筒井 たかひさ
15	葛飾区議会議員（葛飾区議会公明党幹事長）	コヤマ 小山 たつや
16	葛飾区議会議員（かつしか区民連合幹事長）	ヨネヤマ シンゴ 米山 真吾
17	葛飾区議会議員（日本共産党葛飾区議会議員団幹事長）	ナカムラ 中村 しんご
18	葛飾区議会議員（みらい葛飾幹事長）	コバヤシ 小林 ひとし

全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会設立会議及び

第1回総会の審議・決定について

日時：令和7年4月11日（金） 13時00分～

場所：葛飾区役所5階 庁議室

1 全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会設立会議

議事

議案第1号 全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会会則（案）について

→ 承認

2 全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会第1回総会

議事

議案第1号 収支予算書（案）について

→ 承認

議案第2号 全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会 契約事務・会計
処理・文書取扱規準（案）について

→ 承認

議案第3号 契約案件の承認について

（1）開催1年前記念イベントの企画運営業務委託

→ 承認

（2）公式アンバサダーへのタレント活用及び公式ホームページの運用管理等
業務委託

→ 承認

新旧対照表

全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会委員会則

現行	改正案
<p>(役員)</p> <p>第7条 実行委員会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 3名</p> <p>2 委員長は<u>葛飾区長</u>をもって充てる。</p> <p>3 副委員長は<u>葛飾区副区長</u>及び<u>葛飾区環境審議会会长</u>をもって充てる。</p>	<p>(役員)</p> <p>第7条 実行委員会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名</p> <p>2 委員長は<u>葛飾区環境審議会会长</u>をもって充てる。</p> <p>3 副委員長は<u>葛飾区緑化推進協力員会会長</u>及び<u>かつしか花いっぱいのまちづくり推進協議会会长</u>をもって充てる。</p>

議案第1号／資料3-2

全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会会則

令和7年4月11日
実行委員会決定

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(趣旨)

第2条 この会則は、令和8年度に葛飾区において、みどりと花で人と人がつながり様々な課題を解決する、葛飾区ならではの新しいまちづくりの形を未来につなげていくことを目指して開催される全国みどりと花のフェアかつしか（以下「フェア」という。）の実行委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所在地)

第3条 実行委員会は、東京都葛飾区立石5-13-1に置く。

(設立年月日)

第4条 実行委員会の設立年月日は、令和7年4月11日とする。

(所掌事項)

第5条 実行委員会は、次の事項について審議・決定するものとする。

- (1) フェアの全般的な企画、準備、開催及び運営に関する事。
- (2) フェアの予算及び決算の承認、契約の締結に関する事。
- (3) 警察署、消防署その他関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事。
- (4) その他フェアの開催に必要な事項

第2章 組織等

(組織)

第6条 実行委員会は委員長、副委員長、委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから委員長が委嘱する。

- (1) 経済・観光団体、造園・緑化団体、花き・園芸団体等の団体の代表者又は役職者（以下「代表者等」という。）
- (2) 関係行政機関の代表者等
- (3) その他フェア開催に關係のある者

3 前項第1号及び第2号に掲げる委員は、その職をもって委嘱する。

4 第2項第1号及び第2号に掲げる委員がその職を離れたときには、その後任者が委員を務めるものとする。

(役員)

第7条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 2名
- 2 委員長は葛飾区環境審議会会长をもって充てる。

3 副委員長は葛飾区緑化推進協力員会会長及びかつしか花いっぱいのまちづくり推進協議会会長をもって充てる。

(委員の役割)

第8条 委員は、フェアの広報及びフェアの趣旨の啓発に取り組み、所属する団体がフェアに協力するように努める。

(役員及び委員の職務)

第9条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき等は、あらかじめ委員長の指定する副委員長がその職務を代理する。

3 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。

(顧問)

第10条 委員長は、実行委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、委員長が委嘱する。

3 前項の委嘱は、その職をもってなされたものとする。

4 実行委員会は、実行委員会の所掌事項について、顧問に意見を求めることができる。

(アドバイザー)

第11条 委員長は、フェアの実施にあたって、専門的な観点から助言を求めるため、実行委員会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、委員長が委嘱する。

(任期)

第12条 役員、委員、顧問及びアドバイザーの任期は、実行委員会の解散の日までとする。ただし、委員長が認める特別な理由があるときはこの限りではない。

(謝礼)

第13条 役員、委員、顧問及びアドバイザーの謝礼は、無償とする。ただし、委員長が認める特別な理由があるときは、葛飾区が定める講演会講師謝礼等基準に基づき、支払うことができる。

第3章 総会

(会議)

第14条 実行委員会の会議は総会とする。

(構成)

第15条 総会は、役員及び委員をもって構成する。

(議決事項)

第16条 総会は、次の各号に掲げる事項について審議・決定する。

- (1) 会則や各種規準の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 予算及び決算、重要な契約の締結に関すること。
- (4) 専門委員会に付託及び委任する事項に関すること。
- (5) その他、実行委員会の運営に関する重要な事項に関すること。

(招集及び開催)

第17条 総会は、委員長が招集し、開催する。

(議長)

第18条 総会の議長は、委員長又は委員長が指名した者が務める。

(運営及び議決)

第19条 総会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）の過半数の出席をもって成立とする。ただし、欠席する委員等からあらかじめ委員長あてに、その権限を議長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員等の数に加えることができる。

- 2 委員等が出席できないときは、その団体に所属するものを代理として総会に出席させることができる。この場合は、当該代理人には、当該委員等と同一の権限を付与するものとする。
- 3 総会の議事は、出席委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認める場合は、事前に送付した議案に対し、出席委員等の過半数の同意を示す書面又は電磁的記録による表決によって、総会の決議を行うことができる。
- 5 委員長が必要と認める場合は、総会に委員等以外の関係者の出席をもとめ、意見又は説明を聞くことができる。

(専門委員会)

第20条 実行委員会の円滑な運営を図るために、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、実行委員会の委員の中から委員長が委嘱する。
- 3 委員長は、必要と認める場合は、実行委員の委員以外の学識経験者等又は出展展示、行催事、会場運営、広報宣伝、調達、交通輸送、協働推進、飲食・物販その他フェア開催に必要な各分野に關係する団体の代表者を専門委員会の委員に委嘱することができる。
- 4 専門委員会は、実行委員会から付託又は委任された専門的事項について、調査・審議し、その結果を実行委員会に報告する。
- 5 その他、専門委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

第4章 委員長の専決処分

(委員長の専決処分)

第21条 委員長は、総会を招集するいとまがない場合は、総会の議決事項については、これを専決処分することができる。

- 2 委員長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第22条 実行委員会の事務を処理するため、葛飾区環境部環境課に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。
- 3 事務局長は、葛飾区環境部長をもって充てる。
- 4 事務局次長は、葛飾区環境部みどりと花のフェア担当課長をもって充てる。

5 その他、事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

第6章 財務会計

(経費)

第23条 実行委員会の経費は、葛飾区の負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

2 葛飾区の負担金の額は、葛飾区の予算の範囲内とする。

3 実行委員会の会計及び契約に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(予算及び決算)

第24条 実行委員会の収支予算は実行委員会の議決により定め、収支決算は実行委員会の認定に付さなければならない。

(会計年度)

第25条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

ただし、実行委員会の設立年度の会計年度は、実行委員会設立の日から始まり、実行委員会設立の日の属する年度の3月31日をもって終わる。

2 実行委員会解散の日の属する会計年度は、解散の日をもって終わる。

(資産の管理)

第26条 実行委員会の資産の管理は、委員長がこれを行う。

2 実行委員会の資産の管理に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第27条 実行委員会は、フェアの開催後、総会の決議を経て解散する。

2 前項の規定にかかわらず、実行委員会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(残余財産の帰属)

第28条 実行委員会が解散するときに存する残余財産は、総会の議決を経て処理する。

第8章 補則

(補則)

第29条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この会則は、令和7年4月11日から施行する。

この会則は、令和7年5月2日から施行する。

全国みどりと花のフェアかつしか 事業内容（案）

エリア	分類	項目	備考（説明・関係団体等）
メイン	にいじゅくみらい公園	催事 オープニング・クロージングイベント	アンバサダー・本区ゆかりのキャラクター登壇、イベントにおける植栽セレモニーのお披露目など
		催事 土日ステージイベント	関係課との連携イベント、理科大・地域団体によるステージ発表など
		催事 レンタル遊具の設置	子供たちに元気に遊んでもらうことイベントを賑やかにする。 遊具素材は環境に配慮されたものをベースに設定
		物販 園芸等販売・マルシェ	フラワーアレンジメント体験教室、ディフィーザー・リース・スワッグ作りなどの実施
		物販 飲食・休憩ブース	花をモチーフにした飲食や空間の提供や「グルメワールドカップ」の実施
		花装飾 フラワーメリーゴーランドの森	
		花装飾 3つの川花壇等会場内装飾	夜はライトアップ（超小集電の活用）
	にいじゅくみらい公園多目的広場	催事 バブルサッカー・スピードガンコンテスト	ワールドカップ開催周辺の土日に実施
		催事 南葛SCによるサッカー教室orフリースタイルフットボール教室	ワールドカップ開催周辺の土日に実施
	JR金町駅～会場	花装飾 来場者ウェルカム花壇（コンテスト）	ウェルカム花装飾を施す一方で、来場者に花装飾コンテストの評価をしてもらう。 地元商店街などと連携し、おもてなしメッセージの掲出を行う。
	東京理科大学図書館棟	展示 ショーケース（主催者・協賛・協働団体）	全国「みどりの愛護」のつどいの開催にあわせて1週間程実施 花いっぱいのまちづくり推進プロジェクト、環境緑化フェアによる展示、トライポッド（株）との協働ほか
サテライト	曳舟川親水公園 曳舟川親水公園（広場ゾーン）	花装飾 曳舟川親水公園内花壇装飾	
		催事 土日ステージイベント	開催期間の後半で実施 デジタル花畠（自分で描いた花のイラストをスキャンし壁面に投影することでその場限りのお花畠を作る）など
		物販 園芸等販売・マルシェ	フラワーアレンジメント体験教室、ディフィーザー・リース・スワッグ作りなどの実施
		物販 旧茶屋（飲食・休憩スペース）	花をモチーフにした飲食の提供
		花装飾 花壇展	造園関連企業などのPRの場として活用
	曳舟川親水公園（博物館前）	物販 新茶屋（飲食・休憩スペース）	花をモチーフにした飲食の提供（キッチンカー）
	渋江公園・四つ木つばさ公園	花装飾 キャプテン翼銅像装飾（南葛高校含む）	デジタルスタンプラリー（ウォークラリー）やシティロゲイニングなどとの連携（観光課・生涯スポーツ課）
	寅さん	柴又帝釈天	花装飾 柴又帝釈天内及び参道の花装飾
		柴又公園（江戸川河川敷）	菖蒲田の復活
	モンチッチ えきにこわ 新小岩地区商店街	JR新小岩駅駅前広場	公園課との連携
		催事 土日ステージイベント	開催期間の前半で実施 まちづくり協議会や関係課との連携イベントの実施
		物販 園芸等販売・マルシェ	開催期間の前半で実施 フラワーアレンジメント体験教室、ディフィーザー・リース・スワッグ作りなどの実施
		物販 飲食・休憩ブース	開催期間の前半で実施 花をモチーフにした飲食や空間の提供や「グルメワールドカップ」の実施
		花装飾 モンチッチ銅像装飾	デジタルスタンプラリー（ウォークラリー）やシティロゲイニングなどとの連携（観光課・生涯スポーツ課）
		催事 ショーケース（主催者・協賛・協働団体）	花いっぱいのまちづくり推進プロジェクト、環境緑化フェアによる展示など
全エリア共通	花装飾 軒先園芸（コンテスト）	ウェルカム花装飾を施す一方で、来場者に花装飾コンテストの評価をしてもらう。	
	花装飾 まちなか花いっぱいプレイスの充実	シティロゲイニングとの連携（生涯スポーツ課）	
	催事 デジタルスタンプラリー（ウォークラリー）	版権元協賛（観光課）モンチャレポイント付与も検討	
	催事 みどりと花のフォトコンテスト	インスタグラムやXなどのSNSを活用したイベント（開催期間前からの実施により機運醸成を図る）	
	催事 キャラクターゲリラ出没イベント	各キャラクターとの写真撮影や花の種の配布など	
	花装飾 みんなで作るフラワーキャンバス	各キャラクターにまつわる文字などを花で装飾 来場者が植え付けを行うことでフォトスポットに	

全国みどりと花のフェアかつしか 実施計画 概要



1. 開催概要

期 間：令和8（2026）年5月16日（土）～6月14日（日）

会 場：メイン会場：葛飾にいじゅくみらい公園

サテライト会場：亀有エリア、四つ木エリア、柴又エリア、新小岩エリア

曳舟川親水公園、ほか

【会場の方針】

メイン会場では、未来に花を咲かせるような様々な花装飾を実施し、全国から来場される方々をお迎えいたします。また、メイン会場以外に、区の特色を生かしたサテライト会場及びフェア連携会場を設け、区内を広く活用して開催します。そして、各会場間や区内の既存のイベントとも連携を図り、葛飾区全体の一体感を生み出します。

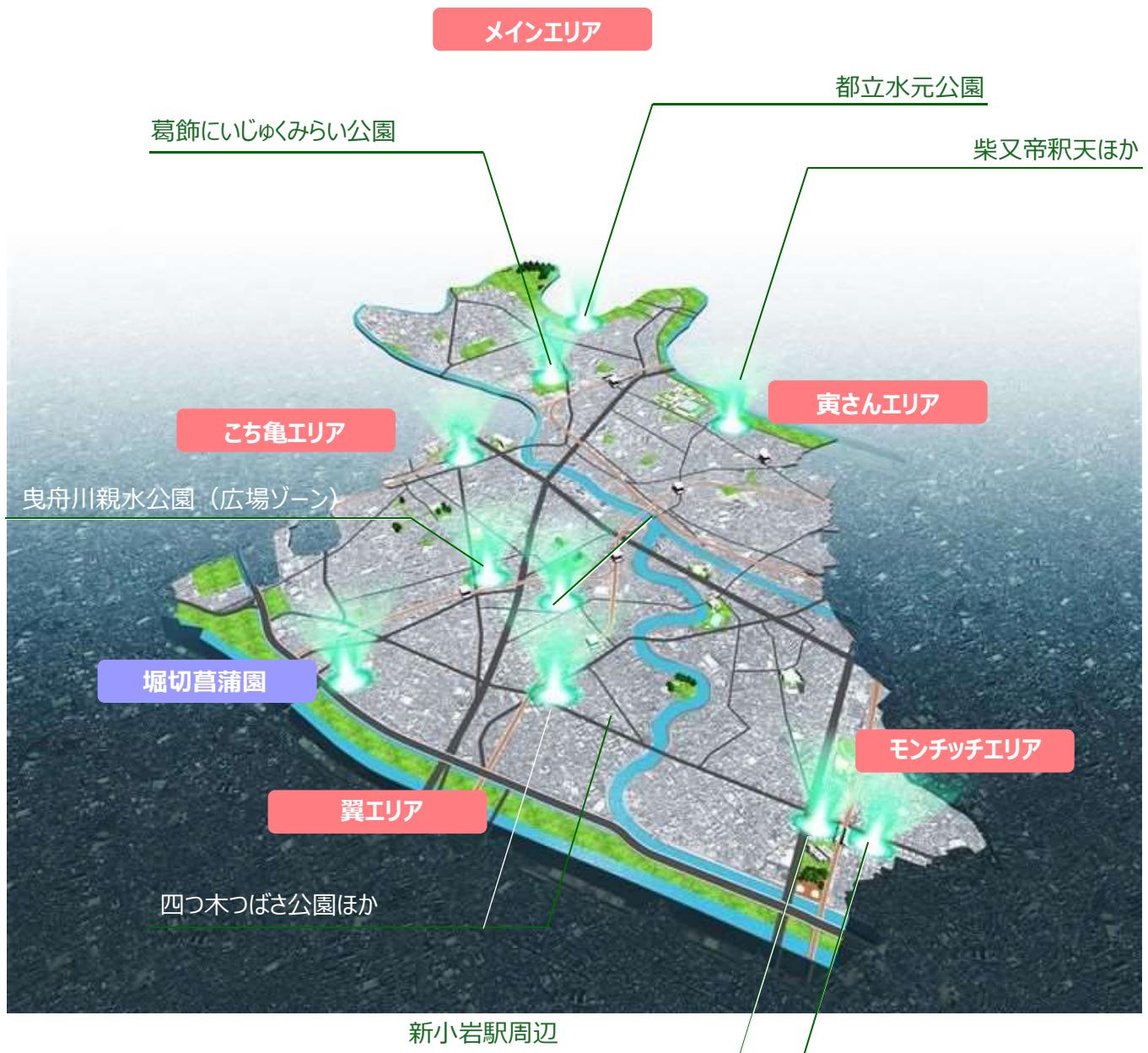
2. スローガン

■スローガンの考え方

人の未来に花が咲く、そしてまちの未来に花が咲く。

それは、誰かが咲かせるのではなく、このフェアに参加する一人ひとりが主役となって咲かせるもの。スローガンはすべての人に呼びかけられたものであり、すべての人の合言葉となってのフェアを牽引する役割を担っています。

3.開催エリア図



4. 各エリア事業内容

(1) メイン会場（にいじゅくみらい公園）

令和8年5月16日（土）のフェア初日に、開会を祝うテープカットと共にオープニングセレモニーを開催します。そして、会場内を本フェアを象徴するようなみどりと花で装飾し、全国から来場される方をお迎えしつつ、マルシェやワークショップを開き、様々な層が楽しめる会場とします。

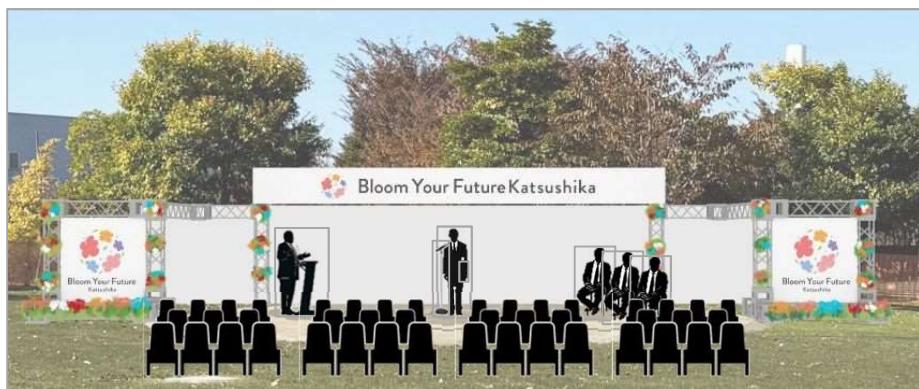
メイン会場入口花装飾 イメージ図



葛飾にいじゅくみらい公園 イメージ図



葛飾にいじゅくみらい公園 ステージ イメージ図



(2) こち亀エリア

亀有中心とするエリアにゆかりがあり、愛されるキャラクター「こち亀/両さん」を活かした企画を行います。また、区内有数の水や緑を親しむことができる曳舟川親水公園を整備・花装飾し、亀有↔お花茶屋方面の回遊性を高めます。

【実施企画（予定）】

- ・曳舟川親水公園 広場ゾーン（公園内の花装飾、旧茶屋設置、花壇展）
- ・曳舟川親水公園 博物館前（新茶屋設置）



(3) 寅さんエリア

柴又エリアを中心に、国の重要文化的景観である「葛飾柴又の文化的景観」を活かし、歴史と伝統を感じられる柴又エリアならではの企画や、「寅さん」を活用した企画を実施し、区内有数の観光スポットをより一層盛り上げます。

【実施企画（予定）】

- ・柴又帝釈天内（柴又帝釈天内の花装飾）
- ・柴又帝釈天参道（柴又帝釈天参道の花装飾）



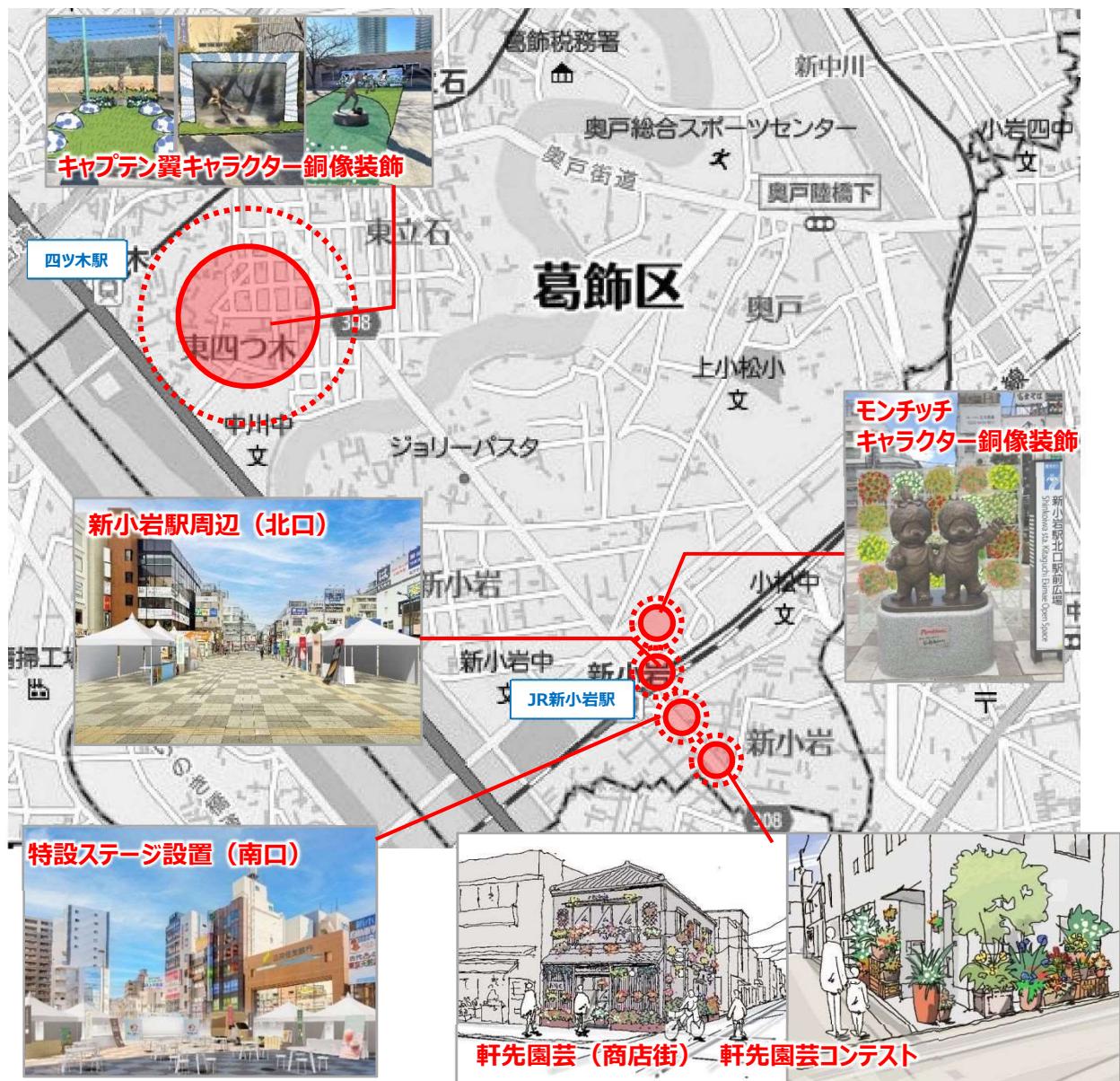
(4) 翼エリア・モンチッチャリア

翼エリアは、四つ木にゆかりがあり、世界的に人気のあるキャプテン翼のキャラクター銅像を活用し、エリアを盛り上げます。

モンチッチャリアは、区内で最も利用者が多く、区の玄関となる新小岩駅を中心に、新小岩発祥のモンチッチを中心とした企画で盛り上げます。

【実施企画（予定）】

- ・四つ木つばさ公園等（キャプテン翼銅像装飾）
- ・JR新小岩駅前広場（土日ステージイベント、園芸等販売・マルシェ、モンチッチ銅像装飾ほか）
- ・えきにこわ（ショーケースほか）
- ・新小岩地区商店街（軒先園芸コンテスト）



※軒先園芸コンテストの開催については、他エリアでの開催も想定。

議案第3号／資料5

「全国みどりと花のフェアかつしか」開催1年前記念イベントについて

令和8年度に開催予定の「全国みどりと花のフェアかつしか」（以下「本フェア」という。）の周知及び機運醸成を図るため、「開催1年前記念イベント」（以下「プレイベント」という。）を開催いたします。

つきましては、プレイベントの概要について報告いたします。

1 プレイベント概要

- (1) 日時：令和7年6月8日（日）午前10時30分～午後0時15分（予定）
- (2) 会場：東京理科大学葛飾キャンパス 図書館大ホール（新宿6-3-1）
- (3) 内容：本フェア概要の説明、公式アンバサダー就任式、ほか
- (4) スケジュール：下表のとおり

TIME	LAP	ステージコンテンツ	登壇者（仮）及び内容
10:00～	30	開場（受付開始）	
10:30～10:55	25	主催者・来賓挨拶	・葛飾区長 ・葛飾区議会議長 ・実行委員長、ほか
10:55～11:10	15	本フェア開催概要の説明 キャラクター紹介	実行委員会事務局長
11:10～11:25	15	花いっぱいのまちづくり活動の発表	実行委員会事務局次長
11:25～11:50	25	東京理科大学 地域貢献サークル カナラボ	
11:50～12:10	20	公式アンバサダー就任式 (トーク・植栽イベント)	・アンバサダー ・葛飾区長 ・その他関係者
12:10～12:15	5	カウントダウンクロック	・アンバサダー ・葛飾区長
12:15		閉会挨拶	MC
	15	客出し（完全退席） フォトセッション準備	
12:30～		フォトセッション及び取材対応（仮）	来場者完全撤収後に、区長、アンバサダーに対して実施

2 来場予定者

(1) 葛飾区

葛飾区長、葛飾区副区長、葛飾区環境部長ほか

(2) 来賓

国会議員、都議会議員、区議会議員、葛飾区教育長、自治町会、お花園連団体及びその他団体、東京理科大学関係者、出演関係者、全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会など

3 招待状（※1）について

実行委員・顧問の皆様も招待状を配付いたしますので、ご参加をお願いいたします。

(1) 配付内訳

実行委員：計2枚（委員1名+推薦母体団体から1名）

顧問：計1枚（顧問1名）

(2) 配付時期

5月8日（木）以降、事務局より招待状を配付いたします。

※1 招待状（例）



4 来場方法

- (1) 当日、事前配付した招待状をお持ちいただき、東京理科大学葛飾キャンパス図書館大ホール正面入り口までお越しいただく。
- (2) 受付にて、招待状をお渡しいただき、半券を受け取り、会場内にご入場いただく。
- (3) 招待状に記載の座席にお座りいただく。



Bloom Your Future
Katsushika

1 「ご協賛」について

協賛区分の設定

- 以下のとおり協賛区分を設定し、協賛企業さまへの特典を提供いたします。

資金協賛

- 本フェアの趣旨に賛同する企業・団体さまからの協賛金をご提供いただきます。

物品等協賛

- 本フェアの運営に必要な資材、物品、施設、設備や役務等を提供または無償貸与いただきます。

(例) 自転車、携帯電話・タブレット端末、車いす、ベビーカー、スタッフユニホーム、Wi-Fi等通信機器、子ども用遊具、アウトドア用品、救護備品、催事用備品（テーブル・ベンチ、テント、コーン・バー等）、園芸用品、花苗・種子、役務 等

広告協賛

- 協賛者が所管する広報媒体及び広告物掲示場所等をご提供いただきます。

(例) 電車・バス・駅・空港などにおける交通広告、商業施設・商店街等における屋外広告物、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等のマスメディア広告 等

協賛ランクの設定

資金協賛	物品等協賛	広告協賛
プラチナパートナー 300万円～	スペシャル サプライヤー 100万円相当額以上	スペシャル メディアパートナー 100万円相当額以上
ゴールドパートナー 100万円～		
シルバーパートナー 30万円～	サプライヤー 10万円相当額以上	メディアパートナー 10万円相当額以上
ブロンズパートナー 10万円～		
サポーター（個人） 1万円～		



Bloom Your Future
Katsushika

ご協賛メニュー（案）

協賛特典 メニュー表	カテゴリー	資金協賛 (パートナー)					物品等協賛 (サプライヤー)		広告協賛 (メディアパートナー)	
		協賛ランク	プラチナ	ゴールド	シルバー	ブロンズ	セイバーラー(個人)	スペシャル	-	スペシャル
	金額	300万円～	100万円～	30万円～	10万円～	1万円～	100万円 相当額以上	10万円 相当額以上	100万円 相当額以上	10万円 相当額以上
■フェア名称使用権										
「○○パートナー/○○サプライヤー/セイバーラー」名称使用権		<input type="radio"/>								
フェアロゴの使用権		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
■自社プロモーション権										
会場内PRブース出展権（葛飾にいじゅくみらい公園） (*1)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
サンプリング実施権（販促物の配布）/主催者会場のみ		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
ショーケース内PRブース出展権（東京理科大学屋内展示） 1週間（想定）		<input type="radio"/>								

※協賛のお申込み時期によっては、協賛特典の提供ができない場合があります。

*1 ブース出展のテント数については要調整



Bloom Your Future
Katsushika

ご協賛メニュー（案）

協賛特典 メニュー表	カテゴリー	資金協賛 (パートナー)					物品等協賛 (サプライヤー)		広告協賛 (メディアパートナー)	
	協賛ランク	プラチナ	ゴールド	シルバー	ブロンズ	サポーター (個人)	スペシャル	-	スペシャル	-
	金額	300万円～	100万円～	30万円～	10万円～	1万円～	100万円 相当額以上	10万円 相当額以上	100万円 相当額以上	10万円 相当額以上
■ロゴ（企業・ブランド）等露出権 ※一部の告知物・制作物は対象外となります。										
協賛企業ボードへの企業・団体名掲載 (各会場期間中掲出)	大	中	小	テキスト	テキスト小	中	テキスト	中	テキスト	
公式アプリへの企業・団体名掲載	大	中	小	テキスト		中	テキスト	中	テキスト	
公式WEBサイトへの企業・団体名掲載・リンクの設定	大	中	小	テキスト	テキスト小 リンクなし	中	テキスト	中	テキスト	
公式ガイドブックへの企業・団体名掲載	大	中	小	テキスト	テキスト小	中	テキスト	中	テキスト	
ポスターへの企業・団体名掲載（複数作成）	大 テキスト大	中 テキスト中	小 テキスト小	テキスト テキスト極小		中 テキスト中	テキスト テキスト極小	中 テキスト中	テキスト テキスト極小	
実行委員会ユニフォームへの企業ロゴ掲載	○					○ *2 条件付き				
公式記録誌への企業・団体名へのテキスト掲載	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
■オープニング・クロージングイベント										
ナレーションでの企業・団体名の紹介	○	○				○		○		
優先席（関係者席）の確保(*3)	○	○				○		○		

*2 ユニフォームの物品協賛をいただいた場合のみ適用

*3 優先席（関係者席）の席数については要調整



Bloom Your Future
Katsushika

2 「特別協力」について

概要

- ✓ 区と関係の深い企業や本フェアのエリアや日程などの基本構成に深く関与している企業などに対し、本フェアをより一層盛り上げていただくための連携・協力を依頼していくものです。
- ✓ 対象となる企業さまなどには開催主旨に賛同いただき、区と一体となってフェアの開催を支えて頂きます。フェア自体或いは開催予定のエリアに企業名やブランド名（保有するキャラクター含む）などを冠することで、区民や来場者にフェアの実施主体として強く認識して頂く予定です。
- ✓ また、一般協賛特典も優先的に享受できるものとし、主催者との協議により、より自由度の高い活動（イベントやマーケティング等）も可能とします。主に、区との関わりが深く、区民にもそのように認知されている企業さまに限ってご協力ををお願いするものです。

想定企業

(株)集英社様、松竹(株)様、(株)セキグチ様、(株)タカラトミー様、(株)TSUBASA様 など

<「特別協力」でご協力いただきたい事項>

- イベント開催エリア名への御社キャラター名称の使用に関する許諾（ご承諾済み）
- フェア告知物等へのキャラクターイラスト等の使用的許諾（素材はご相談）
- 区が管理する様々なキャラクター銅像への花装飾への承認（事前確認の上） 等



キャラクター銅像への花装飾イメージ

<「特別協力」でご提供できるメリット>

- 協賛（プラチナパートナー）相当の協賛特典メニューの提供（別途設定）
- 「特別協力」として企業名、ロゴマーク等の表示
- 期間やエリアを独占的に使用してプロモーション活動等の実施が可能なフィールドの提供（事前協議の上） 等

全国みどりと花のフェアかつしか
公式フェイスブックページ運用要領

令和 年 月 日
みどり花委第号
実行委員長決裁

(目的)

第1条 この要領は、全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会（以下「実行委員会」という。）が開設するFacebook（以下「フェイスブック」という。）の公式フェイスブックページ（以下「公式ページ」という。）を、区民等への情報提供媒体として適切に運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フェイスブック 登録者同士の交流を目的とした、イベント参加の募集、就職や趣味など、さまざまな情報交換に利用されているソーシャルネットワークサービス（SNS）をいう。
- (2) 公式フェイスブック 実行委員会が設置・運用するフェイスブックをいう。
- (3) アカウント フェイスブックを設置・運用するために取得した権利、およびユーザー一名をいう。
- (4) アカウント運用ポリシー アカウントの運用方針や取り決めをいう。

(アカウント)

第3条 フェイスブックのアカウントは、公式ページの運用に従事する実行委員会事務局（以下「事務局」という。）が取得するものとする。また、取得したアカウントは、公式ページを使って情報を発信する際に使用する。

第4条 アカウント取得に使用するメールアドレスは、事務局が管理しているメールアドレスとする。

第5条 パスワードは、セキュリティポリシーに基づき定める。

(運営主体)

第6条 公式ページの運営主体は実行委員会とし、公式ページの管理、情報の発信は事務局が行う。

第7条 公式ページを運営するにあたって、情報の作成、発信、更新の決定及び公式ページ管理者の選定は、事務局次長が行うこととし、公式ページ管理者は、情報の作成、発信、更新にかかる事務を行う。

第8条 公式ページのアドレスはfacebook.com/katsushika.midorihanafairとする。

(情報発信)

第9条 情報の発信は、事務局次長の指示のもと公式ページ管理者もしくは事務局次長が公式ページから行うものとする。

(アカウント運用者の明示)

第10条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてフェイスブックのページ名を、フェア公式ホームページ及び葛飾区公式ホームページ上に明示する。

(掲載内容)

第11条 公式ページは、次に掲げるものを掲載するものとする。

- (1) フェアに関連したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等
- (2) 事務局から何らかの手段で区民等に情報提供したもの
- (3) その他、事務局次長が適当と認めたもの

(メールアドレス、パスワードの管理)

第12条 アカウントのメールアドレス、パスワードは、事務局が管理し、他に開示してはならない。

(意思決定)

第13条 情報の発信については、原則として事務局次長の決裁を必要とする。ただし、フェイスブックの特性や情報の発信の即時性を考慮し、事前に事務局次長の判断を得ている場合には、公式ページ管理者が情報の発信ができるものとする。

(フェア公式ホームページ以外のフェイスブックページ、アカウントへのコメント及び返信コメントの禁止)

第14条 全国みどりと花のフェアかつしかページ以外のフェイスブックページ、アカウントへのコメントは行わない。また、公式ページに対するコメント（意見や反応等）については、返信コメントをしない。ただし、特に事務局次長が必要と認めるものは、この限りでない。

(フェア公式ホームページ以外のフェイスブックページ、アカウントのシェア及び「いいね」機能使用の禁止)

第15条 区以外のフェイスブックページ、アカウントへのシェア及び「いいね」機能は使用しない。ただし、特に事務局次長が必要と認めるものは、この限りでない。

(フェア公式ホームページ及び葛飾区公式ホームページへの表示)

第16条 事務局は、公式ページをフェア公式ホームページ及び葛飾区公式ホームページ上に記載し、情報の発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。

(なりすましへの対応)

第17条 事務局は、なりすましを発見した場合は、フェア公式ホームページ等においてその旨を発信し、なりすましフェイスブックページが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(投稿の削除)

第18条 ユーザーによる以下に定める投稿を禁止し、事務局は、予告なく削除することができる。

- (1) 法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など、実行委員会または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラムなど
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他、実行委員会が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページなどへのリンク

(遵守事項)

第19条 法令及びこの要領を遵守すること。

(その他)

第20条 その他、この要領の実施について必要な事項は事務局次長が定める。

(附則)

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会事務局

公式インスタグラム運用要領

令和 年 月 日

みどり花委第号

実行委員長決裁

(目的)

第1条 この要領は、全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が開設するInstagram（以下、「インスタグラム」という。）を区民等への情報提供媒体として適切に運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インスタグラム スマートフォンやタブレット端末などを使い、無料で写真や短時間動画を共有するソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）をいう。
- (2) 公式インスタグラム 実行委員会が設置・運用するインスタグラムをいう。
- (3) アカウント インスタグラムを設置・運用するために取得した権利、及びユーザー名をいう。
- (4) 利用者 公式インスタグラムの利用者をいう。
- (5) コメント 他のアカウントのインスタグラムに意見等を投稿することをいう。
- (6) フォロー 他のユーザーの投稿を受信するように登録することをいう。

(アカウント)

第3条 インスタグラムのアカウントは、公式インスタグラムの運用に従事する実行委員会事務局（以下「事務局」という。）が取得するものとする。また、取得したアカウントは、公式インスタグラムを使って情報を発信する際に使用する。

第4条 アカウント取得に使用するメールアドレスは、事務局が管理しているメールアドレスとする。

第5条 パスワードは、セキュリティポリシーに基づき定める。

(運営主体)

第6条 公式インスタグラムの運営主体は実行委員会とし、アカウントの管理や情報の投稿は実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）が行う。

第7条 公式インスタグラムのアカウント名はkatsushika_midorihanafairとする。

第8条 公式インスタグラムを運営するにあたって、情報の作成、投稿の決定及び公式インスタグラム管理者の選定は、事務局長が行うこととし、公式インスタグラム管理者は、情報の作成、投稿にかかる事務を行う。

(情報発信)

第9条 情報の発信は、事務局次長の指示のもと公式インスタグラム管理者もしくは事務局次長が公式インスタグラムから行うものとする。

(アカウント運用者の明示)

第10条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてインスタグラムのアカウント名を、フェア公式ホームページ及び葛飾区公式ホームページ上に明示する。

(投稿内容)

第11条 インスタグラムで、次に掲げるものを投稿する。

- (1) フェアに関連したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等
- (2) 事務局から何らかの手段で区民等に情報提供したもの
- (3) その他、事務局次長が適当と認めたもの

(メールアドレス・パスワードの管理)

第12条 公式インスタグラム管理者にかかるアカウントのメールアドレス、パスワードは、従事する事務局職員が管理し、他に開示してはならない。

(意思決定)

第13条 情報の発信については、原則として事務局次長の決裁を必要とする。ただし、インスタグラムの特性や情報の発信の即時性を考慮し、事前に事務局次長の判断を得ている場合には、公式インスタグラム管理者が情報の発信をできるものとする。

(コメント及びフォローの制限)

第14条 コメントは原則行わない。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が発信した投稿で、特に事務局次長が必要と認めるものはこの限りでない。
2 フォローは原則行わない。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が開設したアカウントで、特に事務局次長が必要と認めるものはこの限りでない。

(フェア公式ホームページ及び葛飾区公式ホームページへの表示)

第15条 事務局は、公式アカウントをフェア公式ホームページ及び葛飾区公式ホームページ上に記載し、情報の発信を行うとともに、なりすまいでないことを証明する。

(なりすましへの対応)

第16条 事務局は、なりすましを発見した場合は、公式ホームページ等においてその旨を発信し、なりすましインスタグラムアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(投稿の削除)

第17条 ユーザーによる以下に定める投稿を禁止し、事務局は、予告なく削除することができる。

- (1) 法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など、実行委員会または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラムなど
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他、実行委員会が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページなどへのリンク

(遵守事項)

第18条 法令及びこの要領を遵守すること。

(その他)

第19条 その他、この要領の実施について必要な事項は、事務局次長が別に定める。

(附則)

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

全国みどりと花のフェアかつしか

公式エックス運用要領

令和 年 月 日

みどり花委第号

実行委員長決裁

(目的)

第1条 この要領は、全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が開設するX（以下、「エックス」という。）を区民等への情報提供媒体として適切に運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エックス インターネット上で140文字以内の短い文章を、不特定のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- (2) 公式エックス 実行委員会が設置・運用するエックスをいう。
- (3) アカウント エックスを設置・運用するために取得した権利、およびユーザー名をいう。
- (4) アカウント運用ポリシー アカウントの運用方針や取り決めをいう。
- (5) ポスト エックスに記事を投稿する行為、および投稿された記事をいう。
- (6) リプライ 他のユーザーのポストに返信することをいう。
- (7) リポスト 他のユーザーのポストを引用して投稿することをいう。
- (8) フォロー 他のユーザーのポストを受信するように登録することをいう。

(アカウント)

第3条 エックスのアカウントは、公式ページの運用に従事する実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）職員が取得すものとする。また、取得したアカウントは、エックスを行って情報を発信する際に使用する。

第4条 アカウント取得に使用するメールアドレスは、事務局が管理しているメールアド

レスとする。

第5条 パスワードはセキュリティポリシーに従い定める。

(運営主体)

第6条 公式エックスの運営主体は実行委員会とし、アカウントの管理、ポストの発信は事務局が行う。

第7条 公式エックスを運営するにあたって、ポストの作成、投稿の決定及び公式エックス管理者の選定は、事務局次長が行うこととし、公式エックス管理者は、ポストの作成、投稿にかかる事務を行う。

第8条 公式エックスのユーザー名はkatsushika_midorihanafairとする。

(情報発信)

第9条 情報の発信は、事務局次長の指示のもと公式エックス管理者もしくは事務局次長が公式エックスから行うものとする。

(アカウント運用者の明示)

第10条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてエックスのユーザー名を、フェア公式ホームページ及び葛飾区公式ホームページ上に明示する。

(ツイート内容)

第11条 エックスで、次に掲げるものをポストする。

- (1) フェアに関連したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等
- (2) 事務局から何らかの手段で区民等に情報提供したもの
- (3) その他、事務局長が適当と認めたもの

(メールアドレス・パスワードの管理)

第12条 公式エックス管理者にかかるアカウントのメールアドレス、パスワードは、従事する事務局職員が管理し、他に開示してはならない。

(意思決定)

第13条 情報の発信については、原則として事務局次長の決裁を必要とする。ただし、エックスの特性や情報の発信の即時性を考慮し、事前に事務局次長の判断を得ている場合には、公式エックス管理者が情報の発信ができるものとする。

(リプライ、リポスト、およびフォローの制限)

第14条 リプライは原則行わない。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が発信したポストで、特に事務局次長が必要と認めるものはこの限りでない。

2 リポストは原則行わない。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が発信したポストで、特に事務局次長が必要と認めるものはこの限りでない。

3 フォローは原則行わない。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が開設したアカウントで、特に事務局次長が必要と認めるものはこの限りでない。

(フェア公式ホームページ及び葛飾区公式ホームページへの表示)

第15条 事務局は、公式アカウントをフェア公式ホームページ及び葛飾区公式ホームページ上に記載し、情報の発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。

(なりすましへの対応)

第16条 事務局は、なりすましを発見した場合は、公式ホームページ等においてその旨を発信し、なりすましエックスアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(投稿の削除)

第17条 ユーザーによる以下に定める投稿を禁止し、事務局は、予告なく削除することができる。

- (1) 法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など、実行委員会または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラムなど
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他、実行委員会が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページなどへのリンク

(遵守事項)

第18条 法令及びこの要領を遵守すること。

(その他)

第19条 その他、この要領の実施について必要な事項は、事務局次長が別に定める。

(附則)

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

議案第6号／資料8－1

公開の可否 (当初判断)	公 開	一部公開	非公開	保存年限	7みどり花委第 号		
		公開予定時期	令和 年 月 日	長期 10年	7年	3年	1年 ()
委員長	副委員長	事務局長	担当係長		担当		
施行・取扱上の注意	「全国みどりと花のフェアかつしか」実行委員会			起案者	<実行委員会事務局> 葛飾区環境部環境課 みどりと花のフェア担当係		
	起案	令和 年 月 日					
	決裁	令和 年 月 日					
	施行	令和 年 月 日					
件名							
「全国みどりと花のフェアかつしか」実行委員会							
口座開設について							
上記のことについて次のとおり			申請	してよろしいか伺います。			
1 理由							
「全国みどりと花のフェアかつしか」の開催に伴い発生する費用の一部について、							
「全国みどりと花のフェアかつしか負担金の交付に関する確認書」第1条第1項							
に基づき葛飾区長に対して負担金として請求するため、金融機関の口座を開設するもの							
2 振込先金融機関							
みずほ銀行 葛飾支店 普通 *** * * *							
全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会							
葛飾区立石5-13-1							
3 添付資料							
・全国みどりと花のフェアかつしか負担金の交付に関する確認書							

議案第6号／資料8－2

全国みどりと花のフェアかつしか負担金の交付に関する確認書（案）

葛飾区（以下、「甲」という。）及び全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会（以下、「乙」という。）は、葛飾区補助金等交付規則（昭和40年葛飾区規則第55号）に基づき、全国みどりと花のフェアかつしか負担金の交付に関し、次のとおり確認する。

（負担目的及び対象事業）

第1条 甲は、全国みどりと花のフェアかつしかの開催に当たり組織された乙が実施する事業に要する経費に対して、負担金を交付する。

（負担金の対象経費）

第2条 負担金の対象経費は、報償費、消耗品費、備品購入費、印刷製本費、保険料、食糧費、通信運搬費、委託料、手数料、一般役務費、使用料及び賃借料、光熱水費、租税公課費、修繕料、工事請負費、その他事業の目的及び効果から甲が必要と認める経費とする。

（実施計画書等の提出）

第3条 乙は、全国みどりと花のフェアかつしかの開催前に、甲に実施計画書及び収支計画書を提出するものとする。

（負担金の支払い）

第4条 乙は、甲に対し、葛飾区補助金等交付規則に基づき、第2条に規定する必要な経費について、負担金の交付を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、当該請求に係る書類等の審査又は調査を行い、すみやかに交付に係る決定を行うものとする。

3 負担金の支払いに関しては、予算額を限度に、甲は乙に支払うものとする。

（報告）

第5条 乙は、会計年度が終了した後、甲に収支決算書を添付した実績報告書を速やかに提出しなければならない。

（負担金の返還）

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、期限を定めて負担金の返還を求めるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により負担金の交付を受けたとき
(2) 負担金を他の用途に使用したとき

2 乙は、当該年度の事業終了時に、甲が定める負担金予算額の残預金が生じた場合は、すみやかに残預金を甲に返還しなければならない。

（書類の保存）

第7条 乙は、当該事業に係る経費について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業が完了した日の属する会計年度の終了後7年間保存するものとする。

(有効期間)

第8条 この確認書の有効期間は、確認書締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも改廃の申入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(検査)

第9条 乙は、甲が当該事業の運営及び経理等の状況について検査する場合又は当該事業について報告を求める場合は、これに応じなければならない。

(確認書の変更)

第10条 甲及び乙は、いずれかが本確認書の内容の変更を申し出たときは、甲及び乙の協議の上、必要な変更を行うものとする。

(その他)

第11条 本確認書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。

本確認を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 住 所 東京都葛飾区立石五丁目13番1号
名 称 葛飾区
氏 名 区長 青木克徳

(乙) 住 所 東京都葛飾区立石五丁目13番1号
名 称 全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会
氏 名 実行委員長

議案第6号／資料8-3

全国みどりと花のフェアかつしか 収支予算書（案）

1 歳入予算

(単位：千円)

科 目	予算額	説 明
負担金	1,206,416	区からの負担金
協賛金	0	企業・団体による金銭協賛、寄付等
販売収入等	0	公式グッズ販売収入、テナント料等
補助金	0	国交省・環境省・東京都等の補助金
合 計	1,206,416	

2 歳出予算

(単位：千円)

科 目	歳出額	説 明
保険料	33	ボランティア保険
食糧費	18	飲料代
通信運搬費	70	郵送料
委託料	1,204,667	<ul style="list-style-type: none"> ・会場設営委託（花装飾除く）：0.7億 ・行催事務管理運営委託：1.3億 ・広報関係業務委託：1.0億 ・花装飾業務委託：4.9億 ・フェア事業推進業務補助委託：1.5億 ・イベントアンバサダー関係委託：0.7億 ・警備業務委託：1.4億 ・交通輸送計画等業務委託など：0.6億
手数料	66	振込手数料
使用料及び 賃借料	1,222	実行委員会会場使用料、イベント会場使用料等
租税公課費	340	収入印紙購入
合 計	1,206,416	

3 参考（区予算）

(単位：千円)

科 目	歳出額	説 明
報償費	948	実行委員会報償費等
通信運搬費	1	契約書送付郵送料
手数料	66	商標登録手数料
委託料	3,531	花菖蒲維持管理委託
工事請負費	101,500	公園（葛飾にいじゅくみらい公園・曳舟川親水公園）の整備にかかる経費
備品費	67,100	フラワーメリーゴーランド購入費
合 計	173,146	

2と3の合計総額

1,379,562

※本予算案は令和7年度当初予算時の負担金での案になります。

今後、実行委員会の支出と区の支出を精査していくため、内容が変更となる場合がございます。

その場合には、今後の総会にてお示しいたします。